

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和六年三月八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十月十日奈良県指令郡土第二一―一二号

令和六年一月十六日奈良県指令郡土第二一―一二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年二月二十日郡土第六七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山形北郡山町一〇五番一及び一〇五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府木津川市兜台六丁目六番地四

積水ハウス株式会社奈良支店 支店長 福島健二